

令和2年3月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第3回）議事録

1. 開催日時 令和2年3月18日（水曜日）午後2時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

2番 熊谷正博	14番 小野真一
3番 遠藤幸男	15番 小松幸夫
4番 眞坂平通	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
6番 石井勲	18番 岡部五一郎
7番 庄司和夫	19番 古関幸子
8番 佐藤崇	20番 佐々木純一
9番 畑山留美子	21番 齋藤誠
10番 佐々木亨	22番 佐々木知榮
11番 佐藤俊和	23番 佐藤和子
12番 大瀧浪雄	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程第1号 令和2年3月18日 午後2時30分

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第20号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第21号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第9. 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件

第10. 議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件

第11. 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件

第12. 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第13. 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

第14. 議案第29号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第15. 議案第30号 利用状況調査の結果による非農地の判断について

第16. 議案第31号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

第17. 議案第32号 令和2年度下限面積（別段の面積）について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀、	次長	柳田保、
農地班長	小松和則、	主査	釜台勇樹、
主査	鎌田美奈子、	主任	佐々木智慧、
主事(矢島庶務班)	村上崇敬、	主任(岩城庶務班)	佐賀歩、

主査(由利庶務班)	加 川 長 太、	主事(大内庶務班)	池 田 卓 也、
主事(東由利庶務班)	高 橋 直 希、	主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘、
主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

19番 古 関 幸 子

20番 佐々木 純 一

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年3月3日公示招集されました、令和2年第3回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中23名であります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第20号から議案第32号までの計13件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、19番・古関幸子委員、20番・佐々木純一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する。)

○議長

日程第5、議案第20号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第20号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第20号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第20号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第21号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望又は自作地相互の交換又は贈与である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第21号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第21号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第22号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第22号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号1番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第22号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第22号2番につきましては、B委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【B委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第22号2番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第22号2番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号2番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第22号2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【B委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第22号3番につきましては、C委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【C委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第22号3番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第22号3番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号3番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第22号3番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【C委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第22号4番につきましては、D委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【D委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第22号4番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第22号4番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号4番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第22号4番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【D委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第22号5番から6番までにつきましては、E委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【E委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第22号5番から6番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第22号5番から6番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号5番から6番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第22号5番から6番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【E委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第22号7番から9番までにつきましては、F委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【F委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第22号7番から9番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第22号7番から9番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号7番から9番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第22号7番から9番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【F委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第22号10番から99番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権又は解除条件付賃借権の新規又は再設定、期間は1年又は2年又は3年又は4年又は5年又は7年又は10年又は30年である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしくお願いたします。

○議長

議案第22号10番から99番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なしの声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号10番から99番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第22号10番から99番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしくお願ひいたします。

○議長

議案第23号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第23号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第23号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしております。よろしくお願ひいたします。

○議長

議案第24号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ござ

いませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第24号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第24号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第25号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は5年である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第25号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第25号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第25号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第26号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番・大瀧浪雄委員。

○12番（大瀧浪雄委員）

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第26号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、この案件は、議案第28号と一体で整備する事業であることを説明。申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などから、申請地の立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できないが、農振整備計画における用途区分を農業用施設用地に変更することにより、不許可の例外である「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すること。転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨説明する。また、この案件については、議案第28号と一体として行う事業であり、申請面積が合計で30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。）

○議長

議案第26号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、22番・佐々木知榮委員。

○22番（佐々木知榮委員）

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第26号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第26号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第26号2番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第26号1番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第26号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第26号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第26号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第27号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番(齋藤誠委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第27号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第27号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第27号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第27号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局(矢島)

(議案書に基づき朗読し、この案件は、すでに可決された議案第26号2番と一体で整備する事業であることから、事業内容等は省略。申請地は立地基準上は農用区域内農地に区分され、原則として許可できないが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当し、以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、本案件については、申請の総面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可となる旨説明する。)

○議長

議案第28号の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、議案第26号「農地法

第4条第1項の規定による使用目的変更の件」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第28号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第28号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第28号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第28号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第29号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は約25年前から植林し、山林として利用されている状態であることから、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第29号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番・大瀧浪雄委員。

○12番（大瀧浪雄委員）

（現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第29号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第29号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第29号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第30号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題としますが、本議案の1番につきましては、G委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【G委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第30号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は令和元年度の農地パトロールで再生利用が困難と見込まれた農地で、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。また、1月に開催した農地パトロール推進会議においても、速やかに総会で非農地判断すべき報告されたものである旨説明する。)

○議長

議案第30号1番の説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和2年1月に開催した令和元年度農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第30号1番の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第30号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【G委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第30号2番から9番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、利用状況は山林又は原野である旨述べ説明する。)

○議長

議案第30号2番から9番までの説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和2年1月に開催した令和元年度農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第30号2番から9番までの事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号2番から9番までは、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第30号2番から9番までは、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課ほか担当者着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第16、議案第31号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

（「由利本荘農業振興地域整備計画変更案」を、整備計画変更内容書に基づき説明。また、本日意見を聴取する編入、除外の変更案の概要について説明する。）

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。はじめに、対図番号「矢1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○矢島総合支所産業課担当者

（由利本荘農業振興地域整備計画書（変更案）に基づき、申請地、面積、変更事由、計画への編入であることを説明する。）

○議長

対図番号「矢1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、22番・佐々木知榮委員。

○22番（佐々木知榮委員）

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、今後も適正な管理のもと活用されていく農地と認められることから、農振農用地への編入について問題ないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「岩1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○岩城総合支所産業課担当者

（由利本荘農業振興地域整備計画書（変更案）に基づき、申請地、面積、変更事由、計画への編入であることを説明する。）

○議長

次に、対図番号「岩2」につきまして、担当者の説明を求めます。

○岩城総合支所産業課担当者

（由利本荘農業振興地域整備計画書（変更案）に基づき、申請地、面積、変更事由、計画への編入であることを説明する。）

○議長

対図番号「岩1」から「岩2」までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結

果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、今後も適正な管理のもと活用されていく農地と認められることから、農振農用地への編入について問題ないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「東1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○東由利総合支所産業課担当者

（由利本荘農業振興地域整備計画書（変更案）に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であるが、すでに転用されており、事後の申請となることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、申請地の周辺状況により、農地の利用集積、土地改良施設等への影響はないと認められることから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明。また、事後申請となった理由を述べ、今後は農業振興地域の整備に関する法律及び農地法を順守する旨の誓約書を書面で提出させたことを報告。）

○議長

対函番号「東1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番・遠藤幸男委員。

○3番（遠藤幸男委員）

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については、農用地の集団化、作業効率、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、被害防除計画においても問題がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「西1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市西目総合支所産業課担当者

（由利本荘農業振興地域整備計画書（変更案）に基づき、申請地、面積、変更事由を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、申請地の周辺状況により、農地の利用集積、土地改良施設等への影響はないと認められることから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明。）

○議長

次に、対函番号「西2」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市西目総合支所産業課担当者

（由利本荘農業振興地域整備計画書（変更案）に基づき、申請地、面積、変更事由を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外

の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、申請地の周辺状況により、農地の利用集積、土地改良施設等への影響はないと認められることから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明。）

○議長

対函番号「西1」から「西2」までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については、農用地の集団化、作業効率、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、被害防除計画においても問題がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「鳥1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市鳥海総合支所産業課担当者

（由利本荘農業振興地域整備計画書（変更案）に基づき、申請地、面積、変更事由を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、申請地の周辺状況により、農地の利用集積、土地改良施設等への影響はないと認められることから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明。）

○議長

対函番号「鳥1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番・佐藤崇委員。

○8番（佐藤崇委員）

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については、農用地の集団化、作業効率、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、被害防除計画においても問題がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

（各案件について、農地法の規定による農地転用許可基準、農地区分等の立地基準について説明。また、転用申請がされた際は、あらためて審議する旨説明。）

○議長

ただいまの議案第31号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第31号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第31号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課ほか担当者退席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第17、議案第32号「令和2年度下限面積（別段の面積）について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

令和2年度の農地を取得する際の下限面積について説明いたします。農地法第3条第2項第5号の下限面積について、令和2年度は次のとおり決定したいので意見を求めます。

（1）特定の区域に限定した設定につきましては、由利本荘市全域を設定区域とし、設定面積を20アールとしたいものです。

（2）空き家に付随した農地に限定した設定につきましては、その面積を1アールとしたいものです。

設定理由としては、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の解消及び発生の未然防止に資するためです。よろしくお願いします。

○議長

議案第32号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号は、原案どおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

（午後4時18分開会）

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 古 関 幸 子

議事録署名委員 佐々木 純 一